

児童扶養手当システム標準化ベンダー分科会

(第1回) 議事要旨

日時：令和4年11月16日(水) 15:00~17:00

場所：WEB開催・デロイトトーマツコンサルティング会議室

構成員・オブザーバー(敬称略)： (○)はオンライン参加

(構成員)

生田 正幸	関西学院大学大学院人間福祉研究科 講師(非常勤) (○)
近藤 誠	日本電気株式会社 (○)
柿沼 祐司	富士通 Japan 株式会社 (○)
中垣 伸哉	株式会社アイネス (○)
関 秀嗣	株式会社日立システムズ (○)

(オブザーバー)

羽田 翔	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官 (○)
伊藤 豪一	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
前田 みゆき	デジタル庁プロダクトマネージャー (○)
荻本 陵史	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
與那嶺 紗綾	デジタル庁地方業務標準化エキスパート (○)
丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
水村 将樹	デジタル庁統括官付参事官付参事官補佐 (○)
芳賀 奈津美	デジタル庁統括官付参事官付 (○)
島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)
巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 (○)

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)

山本 大作	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 母子家庭等自立支援室長補佐 (○)
-------	------------------------------------

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - ① 第3回有識者検討会の振り返り
 - ② 改版に向けた個別協議事項
 - ③ 今後のスケジュール

3. 閉会

【意見交換（概要）】

（①第3回有識者検討会の振り返り）

- 有識者検討会等の運営について
 - 先般10月19日の有識者検討会では、今年度9月以降自治体からの構成員に交代があったため、標準化事業全体の背景・目的とスケジュールについて改めて確認するとともに、今年度9月以降の標準仕様書の改版に向けた検討会等の検討体制や運営方法・開催スケジュールについて確認した。
- 標準仕様書（1.0版）策定経緯の振り返り
 - 先般8月末に公表された標準仕様書（1.0版）の作成にあたり令和3年度及び令和4年度上期に検討を実施した概要、及び標準仕様書（1.0版）に取り込まなかった事項や継続的な検討が必要なため改版以降への申し送りとした事項について、再度確認した。
- 標準仕様書（改版）に向けた取組方針
 - 申し送り事項を中心に、改版に向けた対応事項と検討テーマについて再整理した。各検討テーマについて、難易度と緊急度の観点から改版に向けて検討が必要な範囲と令和5年度以降に継続的に検討を進める範囲について整理したことをご説明した。
- 今後のスケジュール
 - 10月19日の第3回有識者検討会以降の改版に向けたスケジュールを以下のように確認した。
 - ◇ 12月まで：分科会を通じ、改版に向けた論点を討議し、改版の案を作成する。
 - ◇ 1月中：全国の自治体・事業者の皆様へ改版の案について意見照会を行う。
 - ◇ 2月下旬：意見照会でいただいたご意見を踏まえ、最終的な標準仕様書（改版）案を作成する。
 - ◇ 3月中：デジタル庁策定のデータ要件・連携要件との整合を図る。
 - ◇ 3月末：標準仕様書（改版）を公表する。
- 改版に向けた論点（案）
 - 検討テーマの区分として①～⑦まで設定し、以下のような具体的な討議事項（案）の洗い出しを行ったことを説明した。
 - ◇ ① 新規機能・帳票の追加
 - （討議事項案1）意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方
 - （討議事項案2）1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針
 - ◇ ② 新規業務（および機能・帳票）の追加
 - （討議事項案3）標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方
 - ◇ ③ 法令制度改正予定の標準仕様書への反映
 - （討議事項案4）予定があれば、議題として追加予定
 - ◇ ④ 法令制度見直しの要望への対応
 - （討議事項案5）法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い
 - （討議事項案6）新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方

- (討議事項案 7) 手続きオンライン化の範囲の考え方
- ◇ ⑤ オンライン連携への対応
 - (討議事項案 8) オンライン連携への対応 自治体間
 - (討議事項案 9) オンライン連携への対応 都道府県・町村間
- ◇ ⑥ 横並び調整方針への対応
 - 調整方針に沿って標準仕様書の更新を行うため、討議事項としては取り上げない。
- ◇ ⑦ 共通事項の整備への対応
 - 平仄を合わせる形で標準仕様書の更新を行うため、討議事項としては取り上げない。
- 本日のバンダー分科会では、以下の議題を取り上げる予定であることをご説明した。
 - ◇ (討議事項案 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方
 - ◇ (討議事項案 3) 標準化対象業務(スコープ)の範囲の考え方
 - ◇ (討議事項案 5) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い
 - ◇ (討議事項案 7) 手続きオンライン化の範囲の考え方
- 12月開催予定の第2回自治体/バンダー分科会では、以下の議題を取り上げる予定であることをご説明した。
 - ◇ (討議事項案 2) 1.0版では標準化対象外とした帳票の標準化方針
 - ◇ (討議事項案 6) 新規帳票追加のための、法令制度見直し基準の考え方
 - ◇ (討議事項案 8) オンライン連携への対応 自治体間
 - ◇ (討議事項案 9) オンライン連携への対応 都道府県・町村間

○ 質疑応答・意見

- (質問・意見なし)

(②改版に向けた個別協議事項)

○ (個別協議事項 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方 (標準仕様書に共通する事項)

- (取組事項) 意見照会において、以下のご要望をいただいた。
 - ◇ 帳票出力対象制御：認定請求日に応じた「児童扶養手当所得状況届」の出力制御機能がオプション機能として必要である。
 - ◇ 自動計算：「非課税公的年金等所得」を所得情報に追加し、当該所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能の追加が必要である。
 - ◇ 自動計算：控除額等の必要な項目の入力により、自動で所得額を算出する機能を追加していただきたい。
 - ◇ 自動計算：事務効率化のため、証書番号の自動付番機能を追加していただきたい。
- (論点) 取組事項を踏まえ、意見照会にていただいたご要望の取り込み基準として、次の論点を設定した。
 - ◇ 意見照会にていただいたご要望について、類似した要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより取り込み可否を判断することとしてはどうか。
- (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。
 - ◇ 要件化されているもの
 - 帳票出力対象制御：事務ステータス、受給者区分、行政地域区分、期間、任意の条件による制御

- 自動計算：年齢、年月日、付番、金額（手当月額、限度額、未払い額・過払額）の自動計算
- ◇ 要件化されていないもの
 - 自動計算：金額（所得額）の自動計算
 - 1.0 版を策定時に議論した経緯があり、所得金額については計算済の数値を取り込むことを前提としたことを確認し、所得金額の自動計算は機能として盛り込まないことを第 2 回検討会にて決定した。
- （改版に向けた対応案）標準仕様書（1.0 版）の現状に対し、論点に従って、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 類似する要件が現状の標準仕様書にて規定されているか否かにより、取り込み可否を判断する。
 - 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能及び証書番号の自動付番機能については、標準仕様書（1.0 版）において類似する要件の規定があることから、取込対象とする。
 - 非課税公的年金等所得と給与所得がある場合の租税特別措置法による所得金額調整控除等を自動で計算する機能については、所得金額については計算済の数値を取り込むことを前提であると整理されていることから、取込対象外とする。
- （第 1 回自治体分科会における協議結果）改版に向けた対応案についての第 1 回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。
 - ◇ 認定請求日に応じて「児童扶養手当所得状況届」の出力を制御する機能及び証書番号の自動付番機能については、対応案のとおり取り込み対象として差し支えない。
 - ◇ 取込対象外とした所得金額の自動計算機能については、自治体構成員より追加を希望する意見が多かったため、システムへの実装のハードル等も考慮し、ベンダー分科会における協議結果を踏まえて判断を行う。
- （個別協議事項 2）標準化対象業務（スコープ）の範囲の考え方（標準仕様書に共通する事項）
 - （取組事項）意見照会において、以下のご要望をいただいた。
 - ◇ 相談及び情報提供等に係る機能
 - 申請相談時に、申請者の所得情報と連携し、手当の支給判定ができるようにしていただきたい。
 - ◇ 給付金支給に係る機能
 - 児童扶養手当受給者向けの給付金に機動的に対応すべく、給付金の支給に関する機能を児童扶養手当システムの一部と搭載することを検討していただきたい。
 - 児童扶養手当の支給データを活用した給付金の実施に対応するため、給付金支給に必要なデータの抽出や支給対象者や任意の支給額の登録・管理機能を搭載していただきたい。
 - （論点）取組事項を踏まえ、標準化対象業務の範囲の考え方について、次の論点を設定した。
 - ◇ 法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る新規業務及び新規機能の追加は行わないこととしてはどうか。
 - （標準仕様書（1.0 版）の現状）論点に沿った標準仕様書（1.0 版）の現状を整理した。
 - ◇ 相談及び情報提供等に係る機能
 - ① 標準仕様書（1.0 版）では、未定義。
 - ② 児童扶養手当法上、新規認定請求後の相談業務等は規定されているものの、請求前の相談業務等

は規定されていない。

◇ 給付金支給に係る機能

- ① 標準仕様書（1.0 版）では、未定義。
- ② 法令通知等において、給付金支給業務は、児童扶養手当業務としては定義されていない。

→ （改版に向けた対応案）論点に従い、具体的な対応案を整理した。

◇ 相談及び情報提供に係る機能

- 新規認定請求前の相談及び情報提供業務は、法令上児童扶養手当業務の対象外であるため、当機能は追加しない。

◇ 給付金支給に係る機能

- 児童扶養手当業務の対象外であることから、当機能は追加しない。
- 他法令に基づく給付金を支給する場合に必要となる児童扶養手当受給者データの抽出については、児童扶養手当業務の一環と捉えられることから、既に定義済の EUC 機能を利用し抽出することを想定。
- EUC 機能で抽出ができない場合には、新たに機能として取り込む。

→ （第 1 回自治体分科会における協議結果）改版に向けた対応案についての第 1 回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。（DTC 玉舎）

◇ 相談及び情報提供に係る機能については、対応案どおり機能追加は行わない。

◇ 給付金支給に係る機能については、機能追加に向けて継続検討を希望する自治体が複数団体存在したため、事務局案は見送りとし、継続して検討する。

○ （個別協議事項 3）手続きオンライン化の範囲の考え方（ツリー図／標準業務フローに係る事項）

→ （取組事項）意見照会において、以下のご意見をいただいた。

◇ 現時点での標準仕様書（案）では、調書・申立書に記載の項目を管理項目として全て標準仕様書上で定めないとのことだが、今後オンライン申請が導入された場合等には、標準仕様書上の業務及び機能要件が変わる可能性があるため留意してほしい。

→ 標準仕様書間の横並び調整方針の中で、マイナポータルぴったりサービスの利用に関する機能については、デジタル 3 原則に基づく B P R を進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として定義することが全体の方針として示されている。

→ （論点）いただいたご意見と標準仕様書間の横並び調整方針を踏まえ、手続きオンライン化の範囲の考え方として、次の論点を設定した。

◇ 将来的には住民から申請・提出を受ける全手続きのオンライン化について標準化を進めることとしたうえで、改版に向けては、重点計画記載手続きに係る業務及び機能を標準化することでどうか。

→ （標準仕様書（1.0 版）の現状）論点に沿った標準仕様書（1.0 版）の現状を整理した。

◇ オンライン申請については、児童扶養手当領域では定義をされておらず、書面でのやり取りを前提に標準化が図られている。

◇ 手続きオンライン化の対象範囲は、標準仕様書間の横並び調整方針において以下のとおり示されている。

- 「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続（重点計画記載手続）」として、「現況届の事前送信」についてマイナポータルのぴったりサービスを利用したオンライン申請の実装が必須。

- 重点計画記載手続以外の手続についても、マイナポータルびったりサービスを利用したオンライン申請の対象手続きとして定義可能とされているが、具体的な定義方法や対応時期は示されていない。
- (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 重点計画記載手続である「現況届の事前送信」について、オンライン化を前提に業務フローや機能の標準化を行う。
- (第1回自治体分科会における協議結果) 改版に向けた対応案についての第1回自治体分科会における協議結果は以下のとおりである。
 - ◇ 対応案のとおり、手続きのオンライン化は検討すべきであるが、世帯状況のヒアリング等をはじめ、重要な対面業務の必要性について十分に配慮を行いながら、オンライン化を検討すべきである。
- (個別協議事項4) 法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い(統計・報告)(ツリー図/標準業務フローに係る事項)
 - (取組事項) 意見照会において、以下のご意見をいただいた。
 - ◇ 現状は、各自治体やシステムの見解、システム仕様上の都合などにより、各システムの集計仕様が決まっており、集計方法が統一されておらず、「受付件数」の集計対象等、対象が不明瞭な要素もある。上記観点から、今回の標準化に際しては、国として福祉行政報告例の記入要領等で、実運用に即した仕様を詳細に定める必要があると考える。
 - (論点) いただいたご意見については、子ども家庭局による法令の解釈や業務の所管等を踏まえ、次の論点を設定した。
 - ◇ 法令通知等で規定されていない業務は児童扶養手当業務の対象外として考え、当該業務に係る集計・報告方法の定義は行わないこととしてはどうか。
 - (標準仕様書(1.0版)の現状) 論点に沿った標準仕様書(1.0版)の現状を整理した。
 - ◇ 「17.統計・報告/月次報告書作成」として、以下の機能を定義。
 - 厚生労働省に報告する児童扶養手当事業状況報告の集計ができること(月報データ) <集計対象情報> 月報 福祉行政報告例第61表
 - ◇ 統計・報告に係る業務における要望の取り扱いに関する基本的な考え方を、児童扶養手当所管部局である子ども家庭局に確認。
 - 福祉行政報告例の集計・報告方法は、当該統計を所管する厚生労働省の統計を担当する部局において判断されるものとする。
 - (改版に向けた対応案) 論点に従い、具体的な対応案を整理した。
 - ◇ 福祉行政報告例については所管が異なるため、集計や報告方法等制度の根幹にかかわる部分に対する要望については、対応しない。
 - ◇ そのうえで、システムへの実装方法という視点から、「地方自治体において利用されているシステムの集計仕様を踏まえつつ、福祉行政報告例の記入要領に沿った集計機能を実装する必要があるか」を事業者に確認した上で、当該内容に従い、標準仕様書にて表現すべき粒度で要件を追記する。
 - (第1回自治体分科会における協議結果) システム観点での討議が必要となることから、自治体分科会では協議対象外とした。

○ 質疑応答・意見

→ (個別協議事項 1) 意見照会にていただいた要望の取り込み基準の考え方の対応案について

- ◇ 取込対象とされた認定請求日に応じた児童扶養手当所得状況届の出力の制御と証書番号の自動付番について、オプション機能として定義することに異論はない。ただし、自動付番には複数の方法があり、単なる通し連番とするのか、チェックディジットを付与するのか、認定した年度を含めた番号とするのか等、ベンダーとしてどのような付番方法を採用すれば標準仕様書に適合するシステムと言えるのか明確でないことに懸念を感じている。
 - 自動付番の方法については、自治体によりご要望の付番方法が異なることが考えられるため、すでに定義済みである文書番号の自動付番機能と同様、具体的な付番方法までは定義しない想定である。
- ◇ 取込対象外とされた所得金額の自動計算について、所得金額等は基本的に他システムより計算済の数値を取り込むことを前提とする点について異論はない。ただし、児童扶養手当施行令により計算される受給者等の所得の計算において、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用される 10 万円の控除については、児童扶養手当制度内の控除であり児童扶養手当システム内で計算する必要があるため、当該計算機能の実装は必須だと考える。もし、当該計算機能を実装しなかった場合、自治体では膨大な手計算による作業が発生することとなり、自治体業務に大きな影響を及ぼすと考えている。また、非課税公的年金給付等を受給している場合に適用される、非課税公的年金等に対し公的年金等控除等を適用して算定した額の他の収入に係る総所得金額への加算については、当該金額を加算したことによる繰越控除や損益通算の再計算までは現状実施していない。理由としては、再計算の行うためには複雑な計算ロジックや多大なデータを取り込むことが必要となりシステムの構築が難しいことと、児童扶養手当領域で再計算した額と税システム等で保持する額の不一致が混乱の原因になると想定されることが挙げられる。
 - 所得金額等を他システムから取り込んだうえで、児童扶養手当システムにおいて計算を行うべき処理に必要な機能については標準仕様書への取り込みを検討する必要があるが、非課税公的年金等の総所得金額等への加算に伴う繰越損失や損益通算の再計算のように、児童扶養手当システムでは実現が難しい機能や、他システムから連携されるべき金額の計算機能については、取込対象外とすることが妥当と考える。
- ◇ 他社のご意見と同様、証書番号の自動付番については、どのような付番方法とするか検討の余地はあると考えるが、オプション機能として定義すること自体に異論はない。また、認定請求日に応じた児童扶養手当所得状況届の出力制御の機能については、認定請求日に応じて、所得状況届と現況届とを区別し制御を行う機能だと認識をしており、該当する事務が事務処理マニュアルに記載されていることから、当該機能についてオプション機能として定義することは妥当と考える。
- ◇ 取込可否の基準については、対応案どおりで差し支えない。所得金額の自動計算機能については、原則計算済みの数値を取り込むことを前提としていただくのがよいと考えている。
- ◇ 対応案における取込対象については、特段問題はない。取込対象外とされた所得金額の自動計算機能については、原理的に計算が困難な箇所もあり、現行のシステムでも全ての計算に対応できていないため、完全な自動計算機能を実装することは難しく、仕様に明示することも妥当ではないと考える。一方で、非課税公的

年金等の総所得金額等への加算については、法改正時に詳細な計算仕様が提示されており、当該仕様に沿った計算を手作業で行うことは実務上過大な負担となることが想定されるため、所得金額の自動計算機能を実装しないと仕様に明記することも適当ではないと考える。

- ◇ 個別協議事項 1 の対応案に対するベンダー分科会の総意としては、取込対象とした、認定請求日に応じた児童扶養手当所得状況届の出力の制御と証書番号の自動付番に係る機能については、オプションとして実装することで合意したと考える。また、取込対象外とした所得金額の自動計算機能については、他システムから金額情報を取り込んだうえで、児童扶養手当制度内の控除等に関して児童扶養手当システムにおいて追加で計算が必要となる処理については、当該計算に必要な機能を検討して標準仕様書に記載する必要があるが、基本的には可能な限り他システムから計算済みの金額情報を取り込むことで合意したと考える。
- ◇ 証書番号の自動付番に関して、付番方法に複数のパターンがあるようだが、付番方法の標準は定める必要はないと理解してよいか。
 - 事務局としての理解は、帳票として児童扶養手当証書レイアウトは定まっているが、帳票内に表示する証書番号の付番方法までは定めないと認識している。
 - 事務局の発言のとおり、レイアウトやひな型については児童扶養手当法施行規則に定めているものの、証書番号の自動付番に当たり、帳票内に表示される証書番号の付番方法については、認定順であることを除き、具体的な付番方法の定義は必須ではないと考えている。

→ (個別協議事項 2) 標準化対象業務 (スコープ) の範囲の考え方の対応案について

- ◇ 対応案に異論はない。相談及び情報提供等に係る機能については、標準化の対象外と理解をしている。また給付金支給に係る機能については、給付金に係る業務は児童扶養手当業務とは別業務であることに加え、都度支給要件が異なるうえ迅速な支給が求められる給付金事業に合わせて標準仕様書の改版作業を行うことは時間的な制約が大きいことから、児童扶養手当システムに実装すべき機能ではないと考えている。児童扶養手当システムにおいては、標準化済みの機能を利用して給付金支給対象者の抽出を行うこと等にできることを限定するのが良いと考えている。
- ◇ 対応案に特に問題はない。新規認定請求前の相談及び情報提供業務や給付金に係る業務は児童扶養手当業務の範囲外と考えている。給付金については、支給対象者や支給要件が毎回異なることから、標準仕様書への明示は難しく、対応案どおり機能の追加はしないことで問題ないとする。
- ◇ 対応案に賛成である。直近の給付金については、児童扶養手当システムの EUC 機能を用いて対応を行った。また、給付金の実施が決定されてから支給に至るまでの期間が非常に短く、給付金に関する機能を標準仕様書に要件として定義した場合、改版作業が間に合わないことが想定されるため、対応案どおりとするのがよいのではないかと考える。

→ (個別協議事項 3) 手続きオンライン化の範囲の考え方の対応案について

- ◇ 対応案で標準化することとされた現況届の事前送信とは、面談前に現況届やその他の添付書類をオンラインで送信する手続きという認識で良いか。その上で、現況届の事前送信に係るマイナポータルびったりサービスを経由したオンライン申請機能について、標準仕様書に実装必須機能として定義することが事務局案であると

理解して良いか。

- ご認識のとおり。
- 承知した。対応案に異論はない。

- ◇ 今後の手続きオンライン化を推進する方針や、現況届の事前送信について実装必須機能とする点については、異論はない。ただし、現況届の事前送信については、現状、申請を受け付けるまでの検討に留まっていると考えており、事前送信によってどのように事務が変わるのか不明瞭であることや、事前に申請を受け付ける用途が明確でないことが課題と感じている。例えば、事前の受付と同時に受給判定ができる、事前未送信者に督促を行うことができる、事前の受付内容をもって受給資格者台帳を更新できるといった、現況届の事前送信にどのような用途があるのかを、今後詳細に検討することが望ましいと考えている。
 - ◇ 現況届の事前送信について、面談前に事前にオンライン申請を行う理由やその用途が一部明確ではない点については、ご指摘のとおりだと認識している。重要な対面業務の手続きオンライン化については、対面業務の意義や必要性に十分に配慮の上標準仕様書に定義をするべきとの意見が自治体分科会でも挙がっており、現況届の事前送信に係る業務フローや機能要件については、その位置付けも含めて自治体構成員の皆様に確認し、母子家庭等自立支援室様とも調整しながら、標準仕様書に反映させていく必要があると考えている。結論として、オンライン化は進めていくべきというご意見が自治体分科会、ベンダー分科会の総意であると考えため、ご意見をいただいた部分について留意をしつつ、要件を詳細に整理した標準仕様書（改版）案を皆様にお諮りする。
 - ◇ 事務局の説明のとおり、自治体分科会では、手続き全てがオンライン化されることについての懸念が自治体構成員より挙がっており、ソーシャルワークの観点から対面の必要がある手続きについては、自治体から積極的にその必要性を主張いただくようお願いした。また、重点計画記載手続である現況届の事前送信について、児童扶養手当法施行規則第6号様式として規定されている現況届の様式は非常に詳細なものとなっており、より分かりやすい様式への見直しも今後必要になってくると考えているが、オンライン化対象である現況届の事前送信の標準化にあたっては、様式の見直しも含めて検討を進めていくのか、事務局の考えをお尋ねしたい。
 - 様式の見直しについては、法令や制度との兼ね合いもあることから、母子家庭等自立支援室様との十分な事前調整が必要と考えており、その調整を踏まえ、年度末の改版の中での対応可否については、また皆様にお諮りしたい。
 - 児童扶養手当法施行規則の様式であることから、事務局の判断で進められるものではないと理解しているため、母子家庭等自立支援室様との調整も含め、ご検討をいただきたい。
- （個別協議事項4）法令で未定義のため、実運用との差異がある業務の取り扱い（統計・報告）の対応案について
- ◇ 統計の集計方法に関しては、標準仕様書に集計仕様を定めるのではなく、それぞれの統計資料に集計方法を明示することが望ましいと考えている。月次報告書である福祉行政報告例第61表に関しては、福祉行政報告例記入要領に詳細な集計方法の記載があるため、同じ内容を標準仕様書に定義する必要はないと考える。逆に標準仕様書に定義を行うことで、福祉行政報告例記入要領の改訂があった場合、標準仕様書へ改訂の反映が間に合わない等不都合が生じることが想定される。したがって、具体的な集計仕様の明確化に

については、標準仕様書ではなく、それぞれの統計資料の様式に補足をすることで対応すべきではないかと考える。

- ◇ 標準仕様書に、集計仕様を定義することは不要だと考えている。福祉行政報告例については、記入要領の提示があることは承知をしているが、それ以外の統計報告については、同様の記入要領の提示はないと認識をしているため、集計仕様を明確化していただくと事業者としては望ましい。
- ◇ 記入要領があっても、遡及しての入力があつた際の計上方法など、集計仕様として曖昧な箇所があると認識している。記入要領がある統計資料については、内容の詳細化、記入要領がない統計資料については、記入要領の作成をしていただくことが事業者も自治体も望ましいのではないかと考えている。
- ◇ 集計仕様については、それぞれの統計資料の記入要領としてお示しいただくのがよいと考えている。ただし、標準準拠システムに移行後のシステム改修については、個別に改修が発生することはなく、標準仕様書に改版があつた時に改修を行うものと捉えている。しかし、集計仕様に関しては、統計そのものの記入要領の変更や項目の追加がなされた際に、標準仕様書の改版がなくともシステム改修が発生する可能性があるため、システム改修の考え方について懸念を持っている。
 - 基本的に標準仕様書が改版された際は、改版の内容に従って、各製品についてアップデートがなされると理解をしているが、例えば、バグ修正等、標準仕様書自体に変更はないもののパッケージ製品についてアップデートが入る場合もあると考えている。
- ◇ 協議内容を踏まえ、福祉行政報告例等、統計報告資料についての集計仕様は、記入要領の中で明確に示されることが望ましく、標準仕様書では対応しない方針とする。年次報告書については、集計仕様を明確に示していただきたいというご要望もあつたことから、改めてご意見を伺いたい。
 - 年次報告書については、支給方法の累計別集計において、年の途中で支給方法に変更があつた場合の集計方法が明記されていない。そのため、統一的な考え方を、集計方法として様式中に追加記載することで、集計方法が統一される効果があると考えている。
 - 集計上、過不足があつた場合の調整は避けられず、その際の計上方法や国庫負担金交付申請や変更交付申請について、複数の事由により支給停止になつた場合、主たる事由で計上を行うのかなど、曖昧な部分があることから、集計基準を明確にいただければ、集計方法の統一が図れると考えている。
 - 集計仕様や集計方法を詳細に示していただければ、年次報告書に関する集計機能の実装は可能と考えている。現行パッケージでは、執行状況調べについては帳票として実装されているが、その他の国庫負担金や付表については、帳票としては実装しておらず、自治体において EUC で抽出を行い、集計の上報告をしていただいているのが現状である。したがって、付表や別表の集計については、現状システムでの対応ができていないため、詳細な仕様を示していただくことで、集計機能の実装が可能となると考えている。
- ◇ 個別協議事項 4 については、福祉行政報告例に関して、標準仕様書では追加の対応をせず、記入要領等で対応すべき事項という整理となつた。年次報告書については、仕様として明確化していただきたいというご意見が総意であると理解をした。統計・報告方法については、冒頭の論点でも触れたとおり、所管が母子家庭等自立支援室様ではないことから、仕様としてどこまで明確化できるか母子家庭等自立支援室様と調整をさせていただきつつ、場合によっては、事業者構成員の皆様から現状の対応や仕様についてヒアリング等もご調整をさせていただきながら、標準仕様書（改版）の中でどこまで対応するか分科会にお諮りをしたいと考えてい

る。

(③今後のスケジュール)

○ 直近のスケジュール（10月～12月）

- 本日は第1回ベンダー分科会として、4点の個別協議事項について討議を実施した。残る討議事項については、12月に実施予定の第2回ベンダー分科会にて議論することを予定している。
- 資料22頁で、12月12日の週に第2回ベンダー分科会の日付を記載しているが、皆様と個別に日程調整をさせていただき、現時点では12月21日に第2回ベンダー分科会の開催を予定している。また正式な日程については、改めてご連絡させていただく。
- 第2回ベンダー分科会では、残る討議事項に加え、1月以降の意見照会の進め方や標準仕様書（改版）案の要点についてもご説明する予定である。

○ 質疑応答・意見

- 個別協議事項1について、資料9頁の右下記載の租税特別措置法による所得金額調整控除の計算は税システムにおいて計算されるため、児童扶養手当側で計算機能を実装する必要はないという理解で相違ないか。
 - ◇ ご認識のとおり。児童扶養手当制度外で計算がなされる部分については、計算結果のみを取り込むという整理である。児童扶養手当制度独自に計算する必要があるものについては、児童扶養手当側で要件を整理する必要があると考えている。
- 12月の終わりに提示される標準仕様書（改版）案は、デジタル庁による横並び調整や先行して検討が進んでいる障害者福祉領域等の検討状況が反映されたものという認識で相違ないか。
 - ◇ 1月以降に、共通機能やデータ要件・連携要件を含めて、各領域の標準仕様書（改版）案についても意見照会が行われ、その結果を踏まえた全ての領域の標準仕様書（改版）案が2月末に出揃う予定である。標準仕様書（改版）案をデジタル庁に共有をさせていただいた後、3月に横並びで調整を行う期間があり、その中で対応可能な事項については調整をしていくというスケジュールになると考えている。したがって、他の領域の標準仕様書との横並び調整や現在他領域で検討が進んでいる事項については、12月終わりのタイミングで提示する標準仕様書（改版）案には、反映されていない。
 - 承知した。分科会での検討事項が12月終わりのタイミングで反映されているという理解でよいか。
 - ご認識のとおり。
 - 介護領域や障害者福祉領域でも現在、標準仕様書の改版に向けた検討が進んでおり、3月に向けて、更に変更される可能性があると考えられる。変更された箇所の反映については、前述のとおり3月中に実施していきたい。
 - 児童扶養手当領域の標準仕様書（1.0版）について、先般6月に意見照会を行ったが、自治体からの回答率は決して高くはなかった。したがって、まだ問題が潜在化しているのではないかと懸念もあるため、事業者の皆様が目線から、3月までに更に検討が必要と思われる事項や12月の第2回自治体/ベンダー分科会で今まで取り扱っていない都道府県との連携について触れることから、その点も含めて何か留意すべき事項があれば、ご教示いただきたい。
 - ◇ 都道府県に関する機能については、現在全てオプション機能として定義されている理解である。都道府県の領域については、市区町村と比べては検討が進んでいない認識であるため、問題が潜在化している可能性はあ

ると考えている。次回のベンダー分科会では、都道府県に関する議題があると同様のため、留意すべき事項について持ち帰って考えたい。

- ◇ 都道府県のシステムを扱っている事業者は、私の知る限り2社限りだと伺っており、今回まであまり情報が出てきていないと考えている。また市町村と都道府県で対応が異なる部分もあると伺っているため、是非情報提供をいただきたい。
- 障害者福祉領域ではデジタル庁から示されている連携に関する仕様についての検討が始まっている。過剰な連携があるかどうかについて、踏み込んで検討が始まっているため、児童扶養手当領域においても、同様の検討が必要ではないかと考えている。

以上